

日本バプテスト連盟

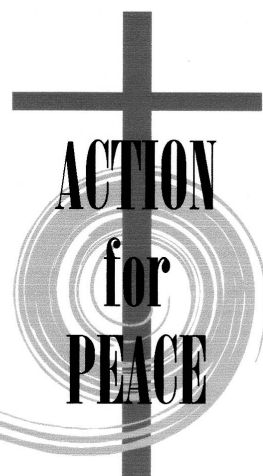
憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2018年 1月 17日 No.46

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



国民投票前夜に

泉バプテスト教会 城倉 啓

1月から第196回通常国会が開催されます。この国会の目玉は何と言っても憲法審査会の動きです（衆議院50名・参議院45名でそれぞれ設置された国会の特別委員会）。昨秋の衆院選で自由民主党は初めて具体的改正内容4点を公約に掲げ、三分の二の議席を得ました。この選挙結果は自民党側から見れば、「自民党の改憲案に有権者からお墨付きをもらった」と言う根拠になりえます。

自民党改憲4項目は次のとおりです。①9条に3項を付け加え自衛隊を明記する。②緊急事態条項を付け加える。③参議院議員に都道府県代表の意味合いをもたせる（合区解消）。④高等教育の無償化を付け加える。

2017年12月6日、参議院の憲法審査会の席上に、自由民主党の磯崎仁彦議員が初めて改憲4項目を、会派を代表して公式に冒頭から持ち出しました。そして改憲4項目について6月以来精力的に党内調整を続けていた同党「憲法改正推進本部」は、論点をとりまとめました（12月20日）。いくつかの点で両論併記をしていますが、改憲4項目そのものについての変更はありません。わたしたち憲法アクション担当者会は、上記4項目という内容をもつ改憲に反対です。総じて必要性が無いからです。①は9条2項と齟齬をきたしますし、②は立憲主義そのものを破壊しかねないという、憲法内部の矛盾を作出する改悪です。③④は法律の改正で実現できます。

もはや「何から改憲をしたいのだろうか」と手探りする状況は終わりました。上記4点のうちの何であるのかが焦点です（ただし自民党は他党の改憲案に賛成する可能性も示唆）。それぞれは別々の主題なので、どれか一つの「改憲原案」に絞られるでしょう（国会法68

条の3)。おそらくこの通常国会あるいは秋の臨時国会（通例9月開催）に改憲発議がなされ、発議から180日以内に（最短で60日後）わたしたちは国民投票をしなくてはなりません。

しかし、現行の国民投票の仕組みには深刻な不備があります。土俵の歪みを正さなければ、公正な投票結果は保証されません。多数派にとっても禍根を残すことは不幸です。多くの人の納得が得られない場合に、国民投票が社会の分断を促すことは国際的にも実例があります。2017年11月30日に開催された衆議院の憲法審査会において、森英介会長（自民党）は「海外視察報告」を行い、イギリス・スウェーデン・イタリアで行われた国民投票が政局に左右され社会の分断を進めてしまったことについての懸念を表明しています。憲法審査会は改憲原案の審議よりも、まずは現在の改憲手続法の改正・改善のために審議を尽くすべきです。また時の政権の意向によって憲法改正を進めるならば必ず政局含みになることに注意が必要です。

法定得票数の定めがないことは現行法の不備の一つです。現行法では、「有効投票数の過半数の賛成」で憲法改正が成立します。たとえば40%の人が投票し、有効票が39%の場合、その過半数約19%の有権者数の賛成で憲法改正がなされます。このような「少ない民意」で民主的正統性が保証されるのでしょうか。

この問題にはいくつかの解決方法があります。ただし「最低投票率」を定めることはお薦めしません。相対的な投票「率」よりも、原案に対する絶対的な得票「数」の方が重要だからです（後述）。

解決方法（1） 法定得票数を定め、賛成票がそれ以下ならば国民投票を無効とする方法。たとえば、仮に法定得票数を「全有権者の八分の三（37.5%）」や「全人口の八分の三（37.5%）」などとすれば多くの人の納得を得るでしょう。現行法よりも憲法改正をするためのハードルは高くなります。

有権者の37.5%の賛成は、上述の例のように投票率が40%であっても達成可能です。もしも最低投票率を50%と定めたならば、40%の投票率かつ37.5%の賛成得票は、無効となります。しかしよく考えてください。51%の投票の過半数26%の賛成得票で憲法改正が成立することに対して、37.5%も賛成得票を得ているのに憲法改正が成立しないのは不公平ではないですか。投票率よりも得票数の方が納得できます。

解決方法（2） 国民投票を義務化する方法。これならば100%近い有権者の投票が期待できます。もちろん参政権という人権を義務化することに課題が残りますが、オーストラリアなどでは選挙も義務であることを考えると、あながち間違えとも言い切れません。自治の担い手を養成する主権者教育（市民性教育）が、国際的にかなり遅れている日本の状況を考えると、過渡的な措置としての「投票の義務化」は一つの選択肢です。

本ニュースレターでは、国民投票前夜の状況を受けて憲法審査会の監視を今後も続け、みなさんに発信します。わたしたち担当者は、「憲法審査会を開くならば、まず国民投票の仕組みを改善するための審議を（たとえば上記のような解決方法を含めて）してほしい」と訴えていきます。また、自民党改憲4項目を含め、憲法審査会でさまざまに審議される改憲原案の内容を分析し、適宜紹介します。たとえば、民進党から分かれた希望の党は、地方分権に関する憲法改正条文案をまとめています。このような各会派の動きは自民党改憲4項目と関係するかもしれません。分析の際に、キリスト者の視点から批評的に論じていきます。キリスト者の視点は、日本国憲法の三大原則（主権在民・基本的人権の尊重・平和主義）と重なり共鳴していると信じます。

憲法審査会の審議状況と並行して国民投票についてのパンフレットの発行を二段構えで予定しています。第1弾は『そもそも国民投票って（仮）』（2018年3月発行予定）、第2弾は『そもそも改憲原案って（仮）』（2018年6月発行予定）。改憲国民投票についての基礎知識を提供し、具体的な改憲原案についての担当者の意見を公表していきたいと考えています。諸教会で大いに用いてください。

改憲国民投票は、間接民主制を原則とする憲法に（前文）、重要な例外として明記された直接民主制要素であり（96条）、わたしたち主権者が憲法制定権者であることを証明する行為です。この機会に憲法および立憲主義をわたしたちの手に取り戻しましょう。

今回のニュースレターでは、2016年10月と同様に、「国会議員にアウトリーチ」と題して、全国の教友に一つのアクションへの参加・協力を呼びかけます。憲法審査会委員である95名の国会議員の選挙区とファックス番号を次ページ以降に紹介しています。ぜひ、それぞれの憲法についての意見を、ご自分の選挙区から選出された国会議員にファックス通信をしてください。また、土日にも必ず地元に戻ってくる国会議員にぜひ面談も申し込んでみてください。ファックスに面談申し込みを書き添えることもできます。

職業柄国会議員は、次の選挙の当落をととても気にしています。自分の選挙区民の意見を決してやぶさかにはしません。2019年には参議院選挙もあります。

ファックス用紙をニュースレターの真ん中に挟んでいます。コピーして用いてください。また、お忙しい方のためにファックス文例をいくつか4面に紹介しています。激励や叱責、慰めや批判、それぞれの議員に対するご自分のご意見を書く際の参考にしてください。自分の選んだ代表が、国会で自分の意見を代弁するように働きかけましょう。

◇国会審議の様子は生中継でも録画でも下記のサイトから観ることができます。

衆議院インターネット中継 <http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php>

参議院インターネット中継 <http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

衆議院憲法審査会委員一覧（2017年11月1日時点）

※ 森英介議員（会長）から北側一雄議員までの10名は幹事。幹事は審査会の開催日程や審議内容などを定めることができます。

※ □囲みは国会内の会派名。政党名と異なる場合もあります。

【略記一覧】

自：自由民主党 立：立憲民主党 希：希望の党 公：公明党 維：日本維新の会 共：共産党
 無：無所属の会 社：社会民主党

名前	選挙区	ファックス	名前	選挙区	ファックス
森英介 自	千11区	03-3592-9036	長尾敬 自	大阪14区	03-3508-7480
伊藤達也 自	東京22区	03-3508-3253	野田毅 自	熊本2区	03-3501-7538
柴山昌彦 自	埼玉8区	03-3508-7715	平沢勝栄 自	東京17区	03-3508-3527
中谷元 自	高知1区	03-3592-9032	福井照 自	比例四国	03-3519-7713
根本匠 自	福島2区	03-3508-3312	松本剛明 自	兵庫11区	03-3508-3214
船田元 自	栃木1区	03-3508-3706	務台俊介 自	比例北信越	03-3508-3334
山田賢司 自	兵庫7区	03-3508-3957	盛山正仁 自	兵庫1区	03-3508-3629
山花郁夫 立	東京22区	042-480-6434	山本拓 自	比例北信越	03-3507-8727
古本伸一郎 希	愛知11区	03-3502-5075	生方幸夫 立	比例南関東	047-330-2501
北側一雄 公	大阪16区	03-3508-3533	近藤昭一 立	愛知3区	03-3508-3882
秋葉賢也 自	宮城2区	03-3508-7392	辻元清美 立	埼玉5区	03-3591-2249
石破茂 自	鳥取1区	03-3502-5174	道下大樹 立	北海道1区	011-644-3866
稲田朋美 自	福井1区	03-3508-3835	山尾志桜里 立	愛知7区	03-3508-3365
岩屋毅 自	大分3区	03-3508-7610	今井雅人 希	比例東海	03-3508-3866
衛藤征士郎 自	大分2区	03-3595-0003	奥野総一郎 希	比例南関東	03-3508-3526
大塚拓 自	埼玉9区	03-3508-3988	階猛 希	岩手1区	03-3508-3824
鬼木誠 自	福岡2区	03-3508-3612	樽床伸二 希	比例近畿	072-835-1939
黄川田仁志 自	埼玉3区	03-3508-3423	細野豪志 希	静岡5区	03-3508-3416
岸信夫 自	山口2区	03-3508-3237	国重徹 公	大阪5区	03-3508-3885
小林鷹之 自	千葉2区	03-3508-3997	遠山清彦 公	比例九州	03-3508-3414
後藤田正純 自	徳島1区	03-3508-3315	中川正春 無	三重2区	03-3508-3428
佐藤ゆかり 自	大阪1区	03-3508-3255	原口一博 無	佐賀1区	03-3508-3238
下村博文 自	東京1区	03-3597-2772	赤嶺政賢 共	沖縄1区	03-3508-3626
関芳弘 自	兵庫3区	03-3508-3603	足立康史 維	比例近畿	03-3508-6410
田所嘉徳 自	茨城1区	03-3508-3848	照屋寛徳 社	沖縄2区	03-3508-3849

参議院憲法審査会委員一覧（2017年11月1日時点）

※ 柳本貞治議員（会長）から浅田均議員までの11名は幹事。幹事は審査会の開催日程や審議内容などを定めることができます。

※ □囲みは国会内の会派名。政党名と異なる場合もあります。

【略記一覧】

自：自由民主党 民：民進党・新緑風会 公：公明党 維：日本維新の会 共：共産党
 希会：希望の会（生活の党と山本太郎となかまたち・社会民主党） 希党：希望の党

名前	選挙区	ファックス	名前	選挙区	ファックス
柳本貞治 自	大阪	03-6551-0901	二之湯智 自	京都	03-6551-0921
磯崎仁彦 自	香川	03-6551-0624	古川俊治 自	埼玉	03-6551-0718
岡田直樹 自	石川	03-6551-0807	松川るい 自	大阪	03-6551-0407
二之湯武史 自	滋賀	03-6551-0923	松村祥史 自	熊本	03-6551-1023
西田昌司 自	京都	03-3502-8897	山下雄平 自	佐賀	03-6551-0916
舞立昇治 自	島根・鳥取	03-6551-0603	山谷えり子 自	全国比例	03-6551-1107
小西裕之 民	千葉	03-6551-0915	有田芳生 民	全国比例	03-6551-0416
白眞勲 民	全国比例	03-6551-1116	伊藤孝恵 民	愛知	052-683-1102
西田実仁 公	埼玉	03-6551-1005	石橋通宏 民	全国比例	03-6551-0523
仁比聡平 共	全国比例	03-6551-0815	風間直樹 民	新潟	03-6551-0702
浅田均 維	大阪	06-6933-0824	藤田幸久 民	茨城	03-6551-0914
足立敏之 自	全国比例	03-6256-8337	牧山ひろえ 民	神奈川	03-6551-1007
阿達雅志 自	全国比例	03-6551-0309	宮沢由佳 民	山梨	055-242-3831
愛知治郎 自	宮城	03-6551-0623	伊藤孝江 公	兵庫	03-6551-1014
有村治子 自	全国比例	03-6551-1015	魚住裕一郎 公	全国比例	03-6551-0326
石井正弘 自	岡山	03-6551-1214	佐々木さや 公	神奈川	03-6551-0514
北村経夫 自	全国比例	03-6551-1109	山本博司 公	京都	03-6551-0808
古賀友一郎 自	長崎	03-6551-1206	吉良よし子 共	東京	03-6551-0509
高野光二郎 自	徳島・高知	03-6551-0421	山添拓 共	東京	03-6551-0817
滝浪宏文 自	福井	03-6551-0307	東徹 維	大阪	03-6551-0510
塚田一郎 自	新潟	03-6551-1117	福島みずほ 希会	全国比例	03-6551-1111
堂故茂 自	富山	03-6551-1003	松沢成文 希党	神奈川	03-6551-0903
中曽根弘文 自	群馬	03-3592-2424			

国会議員に送るファックス文例

あくまで参考例ですので、ご自分のお考えをご自分の責任で表してください。

【例文集】

(1) 幹事である議員への言葉

- * 憲法審査会を開催しないでください／してください。
- * 憲法審査会の開催ペースを遅くしてください／早めてください。
- * 憲法審査会で〇〇〇のテーマを審議しないでください／してください。
- * 幹事会に全会派を出席させてください。

(2) 幹事を含めすべての議員への言葉

- * 憲法審査会での尊い働き、いつもありがとうございます。議員のご発言を次の選挙のときの参考にしています。
 - * 憲法審査会での議員のご発言に大変感銘を受けました。わたしの意見とぴったり合います。これからも頑張ってください。
 - * 次の選挙では議員に投票します。
 - * 御党の立場を支持いたします。
 - * 憲法審査会での議員のご発言にはがっかりしました。わたしは議員の意見と異なります。ぜひご意見を変えてください。
 - * 次の選挙では議員に投票しません。
 - * 御党の立場を支持しません。
 - * 憲法審査会で議員は（以下、いずれかを選ぶ）
 - 居眠りしていましたね
 - スマホをいじっていましたね
 - 大幅に遅刻されましたね
 - 隣の議員と何やら楽しげに私語を続けていましたね
 - 途中退席されていましたね
 - ヤジを飛ばしていましたね
- 公僕としていかなものかと存じます。

FAX 送信状

(本状を含め1枚)

年 月 日

憲法審査会委員

様

シリーズ「私の譲れないもの」

日本バプテスト仙台基督教会 小河義伸

日本国憲法と天皇代替わり

2016年8月8日、天皇のビデオメッセージがテレビで放送されました。そのメッセージを受けて政府は、「天皇が数年内の生前退位の意向を示している」と「忬度（そんたく）」し、有識者会議の報告を受け、一代限りの「退位法」を国会に提案しました。国会ではその法案は審議されることなく成立し、天皇の代替わりが、現天皇の「生前退位」によって行われようとしています。すでに、2019年4月30日に現天皇が退位し、5月1日に皇太子が新天皇に即位することが決まり、その他の代替わりのスケジュールも詳細になってきています。今回の天皇代替わりについて、多くのマスコミはさも当たり前に行われる国家行事であるかのような報道ばかりで、憲法上の問題点を指摘する記事や批判的な論説を見ることはほとんどありません。

天皇の生前退位については、皇室典範などの法律では規定されていません。天皇自身が生前退位の意思を表すということは、新たな法律を作るか現在の法律を変えて退位を実現して欲しいということになり、憲法第4条「天皇は……国政に關与する権能を有しない」に抵触するということで、天皇のメッセージは「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」(宮内庁発表)となったとのことだそうです。基本的人権とは、「人間が人間である以上、人間が当然もっている基本的な権利」で、日本国憲法はその一つに、思想・表現の自由などの自由権（第21条等）を基本的人権として保障しています。しかし天皇には思想・表現の自由、参政権などの基本的人権が制約されているのです。

退位時期をいつにするかについて、政府は国民生活への影響を最小限にとどめるなど、いろいろな議論があったと言われています。12月末にするとの意見もあったそうですが、「年始は（皇室の）祝賀行事や宮中の祭事が多い」ことを理由に採用されなかったそうです。皇居内には、宮中三殿（賢所、皇霊殿、神殿）と呼ばれる社があり、天皇や皇族が定期的にその祭祀を行っています。そもそも宮中祭祀は神道行事であり、なぜそれを天皇が行うかということについて宮内庁はHPで、「宮中のご公務など」と曖昧な説明をし、多くの憲法学者は「天皇が私的に行う儀式」と解釈しています。天皇に「私的」な立場が認められ、それがなぜ「公務」とみなされ税金が用いられるのか、そして宮中祭祀が理由で退位日程がなぜ決められるのか釈然としません。

天皇について、一方で個人としての私的領域を認めておきながら、他方で個人の権利を制約してしまう、そういう存在を規定している憲法第1章の天皇条項は、基本的人権の尊重、

国民主権を唱える憲法の理念とは矛盾するものであり、また天皇条項があるがゆえに個人の自由・人権も、国家によって制約されることになっているのではないかと危惧しています。

以上のようなことを気に留めながら自民党改憲草案（2012年4月）を読んでみると、天皇のゆえに個人の自由が制限される草案になっていると言っても過言ではないかと思えます。天皇の象徴的立場は明記されていますが、「日本国は…国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって」（前文）、「天皇は、日本国の元首であり」（第1条）とされ、天皇が意思を持つ元首とされています。また、「全て国民は、人として尊重される」（第13条）と個人が抽象化され、「国民は…自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」（第12条など）と、「公益及び公の秩序」が優先され、個人の人権が国家によって制約されることがあるとされているからです。自民党は、改憲草案は既に公にしているとして改憲の歩みを加速しようとしていますので、それに反対する運動をさらに広げていかなければならないと思っています。

ところで天皇代替わりで必ず行われるであろう「大嘗祭」は、バプテストの信仰的特徴である政教分離の立場から看過することができません。すでに連盟理事会は現天皇の大嘗祭の時に「反対声明」（1989年11月）を出し、その問題点を次のように明らかにしています。「大嘗祭は、天皇を神とし、同時に祭司王とする神道儀式であります。…新天皇はあたかも民主的であるかのような装いを見せていますが、『大嘗祭』を挙行しようとする一連の動きは、明らかに天皇を『現人神』（あらひとがみ）として国民に印象付けようとするものであり、これに政府が関与することは明白な憲法第20条の政教分離違反です。このような明白な宗教儀式に、宮廷費・内定費のいかんを問わず国民の税金を支出することは、憲法第89条で言われている『公の財産等の宗教用途提供の制限』に違反します」。この声明の主旨は、今回の代替わりでも有効です。連盟靖国神社問題特別委員会は、先の天皇代替わり時に、その問題を明らかにするために、「天皇代替わりに備えて～その時教会は…」（1988年）、「即位・大嘗祭に備えて～その時教会は Part II」（1990年）を発行し、今回の代替わりに備え、パンフ「私たちに何の関係が…」（2017年11月）を発行しました。何の異論もないままに天皇の代替わりが行われてしまうと、天皇を中心とした改憲勢力に弾みをつけさせることになるかも知れません。パンフレットを参考にいただき、問題点を共有し、改憲を阻止する声を一緒に挙げていきたいと思っています。